

就学援助費について聞きたいこと

(その他編)

◎児童扶養手当をもらっているが、他に収入を得ている者がいる。この場合、申請事由7（児童扶養手当の支給を受けている方）で申請できるか？

児童扶養手当を受給している場合は、他に収入がある方（たとえば祖父、祖母等）がいても申請事由7（児童扶養手当の支給を受けている方）で申請が可能です。

◎児童扶養手当を申請中だが、申請事由7（児童扶養手当の支給を受けている方）で申請できるか？

児童扶養手当を申請中の場合は、まだ認定されていないため、申請事由10（経済的に困りの方）で申請してください。

申請事由10（経済的に困りの方）で申請する場合は、世帯で収入がある方全員の収入状況を証明する書類が必要です。

※住民票が別であっても、同居している方は世帯人数に含まれます。

その場合、申請書への記載及び添付書類が必要になります。

◎申請事由10（経済的に困りの方）で申請する場合、給与所得の源泉徴収票の写しと所得税の確定申告書の写し（第1表・第2表）、どちらを添付書類とすればよいか？

給与所得の源泉徴収票の写しと所得税の確定申告書の写し（第1表・第2表）のいずれかを添付書類としてください。

また、添付書類は、給与所得の源泉徴収票の写しや所得税の確定申告書の写し等が混在していても大丈夫です。金額にかかわらず、収入のある方全員の書類を提出してください。

※住民票が別であっても、同居している方は世帯人数に含まれます。

その場合、申請書への記載及び添付書類が必要になります。

◎申請事由3（市民税非課税の決定を受けた方）で申請する場合、市県民税非課税証明書は誰の分があればよいか？

収入のない子ども（学生）を除く世帯全員の「市県民税非課税証明書」が必要です。
一人でも『課税』の方がいる場合は、申請事由10（経済的に困りの方）で申請してください。

**※住民票が別であっても、同居している方は世帯人数に含まれます。
その場合、申請書への記載及び添付書類が必要になります。**

◎父は休職していて、源泉徴収税額は0円。母は、専業主婦であるが、非課税世帯となるか？

父母に「市県民税非課税証明書」が交付されれば、「非課税世帯」となります。申請事由3（市民税非課税の決定を受けた方）で申請してください。
但し、他に同居人（祖父母・その他の同居人）がいない場合です。

◎世帯全員とはどういう意味か？

世帯全員とは、同一住所に住んでいる方を指しています。住民票が別であっても、同一住所に住んでいれば世帯人数に含まれます。

※二世帯住宅等で同居者と生計が別として申請する場合は、同一年月分の公共料金（電気、ガス、水道のうちいずれか1つ）の領収書の写しを提出していただいた上で審査いたします。

◎申請事由10（経済的に困りの方）で申請する場合、借家の住宅賃貸借契約書の写しが必要とあるが、社宅のため契約書がない時は、どうしたらよいか？

給料明細書に住宅控除や銀行の通帳に住宅費の引き落としの記載（申請時の直近）がある場合は、該当部分の写し（通帳の場合は名前のわかる部分も）を添付書類としてください。

◎申請事由10（経済的に困りの方）の申請で、祖父は年金をもらっている。4月に申請したいが、何を添付書類としたらよいか？

「公的年金等の源泉徴収票の写し」を添付書類としてください。

※毎年、1月頃に日本年金機構から「公的年金等の源泉徴収票」が郵送されます。
大切に保管してください。
紛失した場合は、年金事務所で再交付を受けてください。